

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条～第 36 条 省略 (市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額 (令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦 (寡夫) 控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定によつて控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。) 及び第 24 条第 2 項に規定する者 (施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の (二) に掲げる者を除く。) については、この限りでない。</p> <p>2～8 省略</p> <p>第 36 条の 3～第 151 条 省略</p> <p>付 則</p> <p>第 1 条～第 22 条 省略</p>	<p>第 1 条～第 36 条 省略 (市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額 (令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定によつて控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。) 及び第 24 条第 2 項に規定する者 (施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の (二) に掲げる者を除く。) については、この限りでない。</p> <p>2～8 省略</p> <p>第 36 条の 3～第 151 条 省略</p> <p>付 則</p> <p>第 1 条～第 22 条 省略</p> <p><u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u></p> <p>第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災 (平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。) により滅失 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。) 第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。) をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡 (震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。) をした場合には、<u>付則第 17 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条 (震災特例法第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第 31 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 31 条第 1 項」と、付則第 17 条の 2 第 3 項中</u></p>

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における付則第 7 条の 3 及び付則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、付則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における付則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、付則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、付則第 7 条の 3 の 2

「第 37 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 37 条の 9 の 5 まで(震災特例法第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、付則第 17 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは「震災特例法第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、付則第 18 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(震災特例法第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 32 条第 1 項」として、付則第 17 条、付則第 17 条の 2、付則第 17 条の 3 又は付則第 18 条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における付則第 7 条の 3 及び付則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、付則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「震災特例法第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「震災特例法第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「震災特例法第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における付則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、付則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第

第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

(個人の市民税の税率の特例等)

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。

45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

#### 第24条 削除

(個人の市民税の税率の特例等)

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。